

令和7年度 新規入園申込の受付日時と場所について

受付期間 10月1日(火)～15日(火)(10月5日(土)・6日(日)・13日(日)・14日(月・祝)を除く)

受付場所・時間

対象施設	受付場所	時間
公立こども園 小規模保育施設	子ども課	9時～17時
私立保育園	子ども課 入園を希望する園	※10月12日(土) 9時～12時(町役場) (私立園)
私立こども園	入園を希望する園	

注意事項

※園によって申し込みの受付場所が異なりますので、十分にご注意ください。

※私立の園については園行事などにより、対応可能な時間が変わることがありますので、事前にご確認ください。

※申込書以外にも状況に応じて別途添付書類が必要な場合があります。詳しくは申込書類を受け取る際にご確認ください。

※定員を超えて申し込みがあった場合は、利用調整として入園希望以外の園に変更していただくことがあります。

認可外保育施設などを利用する保護者の幼児教育・保育の無償化に伴う認定請求のお知らせ

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があるため、町に申請が必要です。

「保育の必要性の認定」の要件については、認可保育所の利用と同等の要件があります。

無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。詳しくは、子ども課までお問い合わせください。

問 子ども課 ☎32-5078

児童手当制度が拡充されます

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、10月より児童手当制度が一部改正され、拡充されます。

主な改正内容は以下のとおりです。

①所得制限の撤廃

②支給期間を中学生から高校生年代まで(※1)延長

③第3子以降(※2)の支給額を月1万5千円から月3万円に増額

④支給月を年6回(偶数月)に増加

※1：高校生年代までとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのことをいいます。

※2：高校生年代までの子と、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって親などに経済的負担のある子をカウントします。

※改正内容を反映した初回の支給は、12月払い(10月・11月分)です。

申請手続きが必要になるのは、主に下記に該当する人です。

- ・高校生年代の児童を養育している人(中学生以下の子を養育しており、児童手当を受給している人を除く)…(1)
- ・中学生以下の児童を養育しているが、所得上限限度額を超過し、児童手当も特例給付も受給していない人…(2)
- ・児童の兄姉など(※2後段に同じ)について監護に相当する世話などをし、その生計費を負担している人

(1)(2)に該当する人には9月中旬より申請書を送付します。令和7年3月31日までに申請をしていただいた場合は、令和6年10月分から手当が支給されますので、忘れずにお手続きください。

※新たに支給・カウントの対象になる子の住所が養老町にない場合は、町からの申請書の送付はありませんので、ご自身でお申し出ください。

※受給資格者が公務員である場合は、勤務先へ申請してください。

その他詳細については、町ホームページまたはこども家庭庁ホームページをご確認ください。

問 子ども課 ☎32-5078